

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱</p> <p>2019 文子幼第 2159 号令和元年 8 月 26 日区長決定 <u>2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 28 日部長決定</u></p> <p>第 1 条～第 5 条【略】 （委託機関以外における検査）</p> <p>第 6 条 対象者は、委託機関以外で撮影した胸部 X 線写真又は胸部 C T 写真（<u>撮影した日からおおむね 1 年以内に読影を行ったものに限る。</u>）による読影を希望するときは、文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る胸部 X 線写真等読影申込書（別記様式第 2 号）を区長に提出するものとする。</p> <p>2 専門委員会は、前項の規定により撮影された胸部 X 線写真又は胸部 C T 写真について、対象者からの提出に基づき読影を行い、その結果を当該対象者に通知するものとする。 （費用負担）</p> <p>第 8 条 区長は、第 4 条から第 6 条までに規定する検査について、別表に定める金額を負担するものとする。<u>ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、別表に規定する上限額を超えて負担することができる。</u></p> <p>（負担金の申請及び支払）</p> <p>第 9 条 前条の規定により区が負担する費用（以下「負担金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に掲げる書類を添えて、<u>健康対策実施要綱第 5 条第 3 項に規定する文京</u></p>	<p>文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱</p> <p>2019 文子幼第 2159 号令和元年 8 月 26 日区長決定</p> <p>第 1 条～第 5 条【略】 （委託機関以外における検査）</p> <p>第 6 条 対象者は、委託機関以外で撮影した胸部 X 線写真又は胸部 C T 写真（<u>読影日から起算しておおむね 1 年以内に撮影されたものに限る。</u>）による読影を希望するときは、文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る胸部 X 線写真等読影申込書（別記様式第 2 号）を区長に提出するものとする。</p> <p>2 専門委員会は、前項の規定により撮影された胸部 X 線写真又は胸部 C T 写真について、対象者からの提出に基づき読影を行い、その結果を当該対象者に通知するものとする。 （費用負担）</p> <p>第 8 条 区長は、第 4 条から第 6 条までに規定する検査について、別表に定める金額を負担するものとする。</p> <p>（負担金の申請及び支払）</p> <p>第 9 条 前条の規定により区が負担する費用（以下「負担金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に掲げる書類を添えて、<u>文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係</u></p>

区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断及び健康相談費用等交付申請書兼請求書（以下「請求書」という。）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、申請者に対し負担金を支払うものとする。

第10条～第13条【略】

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

区分	金額	上限額	添付書類
<u>第4条から第5条までの規定により読影を受けるに当たり、診断書を取得し、及び提出する場合（区が診断書の提出を求めた場合に限る。）</u>	<u>診断書料：実費</u>	<u>10,000円</u>	<u>領収書</u>
	<u>診断書を取得及び提出するために要した交通費：必要かつ妥当な実費</u>	<u>50,000円</u>	<u>交通費の内訳書・領収書（領収書は、タクシー代、高速道路代及び駐車場代について申請する場合に限</u>

る健康診断費用等交付申請書兼請求書（別記様式第3号。以下「請求書」という。）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、申請者に対し負担金を支払うものとする。

第10条～第13条【略】

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

			<u>る。)</u>				
	<u>診断書の提出のための郵送料：実費</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>				
第4条又は第5条の規定により一次検査又は二次検査を受ける場合	検査1回につき4,000円	<u>検査1回につき4,000円</u>	なし				
第6条の規定により検査を受ける場合	胸部X線写真及び胸部CT写真（以下「写真」という。）の撮影（対象者が自費で行った場合に限る。以下この表において同じ。）及び複写の費用： <u>実費（※3）</u>	<u>50,000円</u>	領収書		第6条の規定により検査を受ける場合	胸部X線写真及び胸部CT写真（以下この表において「写真」という。）の撮影（対象者が自費で行った場合に限る。以下この表において同じ。）及び複写の費用	領収書
	写真の撮影、複写及び提出のために要した交通費： <u>実費</u>	<u>50,000円</u>	交通費の内訳書・領収書 <u>（領収書は、タクシー代、高速道路代及び駐車場代について申請する場合に限る。）</u>			写真の撮影、複写及び提出のために要した交通費	交通費の内訳書・領収書
						写真の提出のための郵送料	<u>領収書</u>

	写真の提出のための郵送料： <u>実費</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>

備考

- 1 海外において診断書を取得した場合は、為替レートを基に円換算した上で、上記の算定基準に準じて取り扱う。
- 2 診断書料の負担については、診断書の取得日から、おおむね1年以内に読影を行った場合に限る。
- 3 交通費に係る負担については、タクシーその他の公共交通機関の料金水準を相当程度超える費用を要する交通手段を使用した場合において、公共交通機関の便などを考慮した上で相当性が認められないときは、電車、バス等の運賃を限度とする。
- 4 交通費に係る負担について、自家用車を使用した場合は、ガソリン代、高速道路代及び駐車場代を負担する。この場合において、ガソリン代は、移動距離に応じて1km当たり15円で算定する（算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。